

# 個人情報保護法

# 個人情報保護法とは

- 氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報であり、これらに配慮し個人や権利や利益を目的とした法律。

2003年5月制定、2005年4月施行



# 個人情報保護法の定義

---

- 個人情報とは、

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報

死者は保護対象にならない

- 個人情報データベース等
- 個人データ
- 保有個人データ

# 個人情報データベース等

---

- 特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合体
- コンピュータを用いて検索することができるように構成したもの
- 紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理、分類し、簡単に検索できるように目次や索引をつけているもの

例) 名簿

# 個人データ

---

- 個人情報データベース等を構成する個人情報を個人データという  
例) 氏名、誕生日、住所、電話番号

# 保有個人データ

---

- 個人データのうち、個人情報取扱事業者が本人から請求される開示、訂正、削除などに応じることができる権利を有するもの

# 個人情報取扱事業者

---

- 個人情報データベースなどを事業目的で使う人や会社のこと  
義務
- 個人情報は利用目的を定めて目的の範囲内で利用する
- 情報漏えいが生じないように安全に管理する
- 個人情報を本人以外の第三者に渡すときあらかじめ本人の同意を得る
- 個人情報の取り扱いに関する苦情の迅速な処理に努める
- 本人からの請求に応じて個人情報の開示、訂正を行うこと



# 個人情報保護法に関連した基準

---

- プライバシーマーク
- 個人情報保護法ガイドライン

# プライバシーマーク

---

日本産業規格に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護法マネジメント構築、運用方針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を評価してその旨を示すためのマーク



# プライバシーマークがあると

---

事業者

- 顧客からの信頼がUP
- 社員の個人情報保護意識が上がる



# プライバシーマークがあると

---

生活者

- 安心して個人情報が預けられる
- 個人情報を適切に扱っていることが一目でわかる



# 個人情報保護法ガイドライン

---

- 個人情報の保護に関する法律に基づいて具体的指針として定めたもの  
各省庁ごとに個人情報保護法ガイドラインを策定している
- 経済産業省
- 厚生労働省
- 金融庁

# まとめ

---

- 個人情報保護法は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益を守るために制定された法律
- 個人情報を取り扱うには、個人データの安全管理のために適切な処理をしなければならない

# 引用先

---

- <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#firsrSection>  
政府広報オンライン 6/5参照
- <https://privacymark.jp/system/about/index.html>  
プライバシーマーク制度 7/3参照